

○香南市食育キャラクター使用に関する取扱要綱

平成22年6月4日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この告示は、香南市食育キャラクター（以下「食育キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認の基準)

第2条 食育キャラクターの使用を承認することのできる団体等は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずるもの
- (2) 公益法人及びこれらに準ずる団体
- (3) 民間の企業又は団体
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が認めた団体

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、食育キャラクターの使用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するとき。
- (2) 香南市食育推進計画の信用やイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 宗教的行事又は政治活動等に使用するとき。
- (4) その他食育キャラクターの使用が適当でないと市長が認めるとき。

3 食育キャラクターの使用は、定められた形状で使用し、縦横の比率を変更しない。カラーで使用する場合は規定の色とし変更しない。

(申請の手続き等)

第3条 食育キャラクターの使用承認を受けようとする者は、使用作成の14日前までに、香南市食育キャラクター使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認するときは香南市食育キャラクター使用の承認について（通知）（様式第2号）により、承認できないときは香南市食育キャラクター使用の不承認について（通知）（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認内容の変更)

第4条 食育キャラクターの使用承認を受けた者は、承認の内容に変更が生じた場合には、香南市食育キャラクター使用変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(事業報告)

第5条 食育キャラクターの使用承認を受けた者は、使用物を作成後速やかに香南市食育キャラクター使用報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。